

# 東京都が実施する小笠原諸島の公共事業における環境配慮の現状と課題への対応

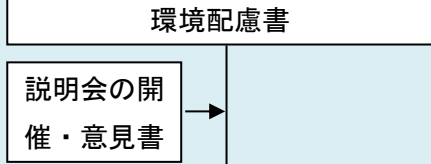
東京都環境影響評価条例に該当する工事

左記以外の工事等

よりの確な環境配慮のための取組

都アセス条例による影響評価

基本計画



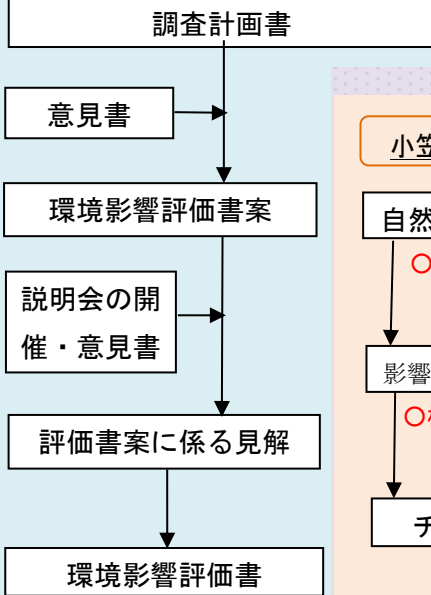
○実施計画前に環境配慮の視点で確認する場がない。  
 ○事業計画段階で専門家等の意見を聞く仕組みがない。

課題 A

対応 A

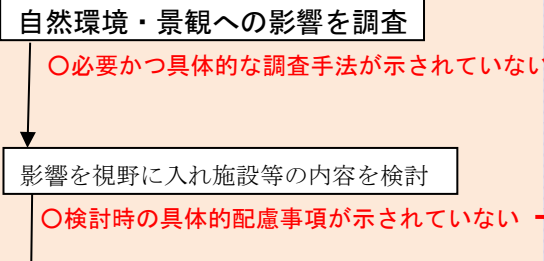
計画の早い段階で専門家等へ事業概要を説明し助言を得る仕組みをつくる

実施計画・設計



○調査実施前に調査項目について意見を得る仕組みになっていない。

小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針



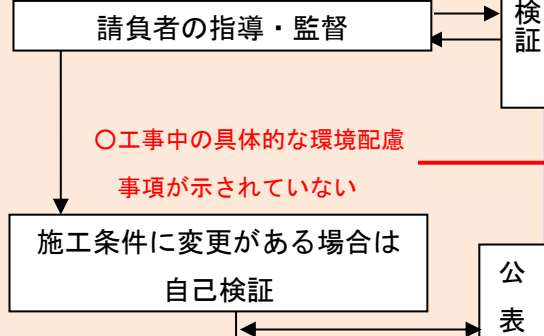
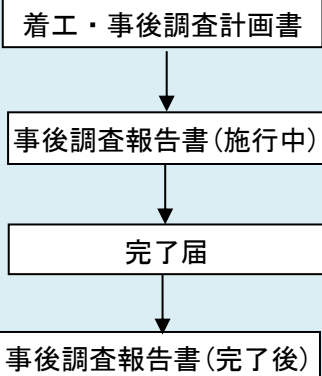
○必要かつ具体的な調査手法が示されていない  
 ○検討時の具体的配慮事項が示されていない

課題 B

対応 B

具体的な調査手法や環境配慮事項を記載したマニュアルの作成

施工



○工事中の具体的な環境配慮事項が示されていない

管理維持

チェックシートによる点検等

表：小笠原諸島における公共事業の環境配慮



# 小笠原諸島の公共事業における環境配慮マニュアル（試行版）

平成26年11月

## 目 次

第1章 小笠原諸島における公共事業の環境配慮の検討	1
1-1 小笠原諸島における公共事業の環境配慮の現状と課題への対応	1
1-2 本マニュアルを使用するにあたって	6

## □基礎資料編

第2章 法令等	7
2-1 条約	8
2-2 法律	12
2-3 東京都条例	25
2-4 保護林制度（小笠原諸島森林生態系保護地域）	31
第3章 自然環境等	35
3-1 自然環境の特殊性の概要	35
3-2 小笠原の自然環境に対する配慮事項	36
3-3 各生物群の配慮対象	40
3-4 その他の自然的要素	66
3-5 自然とのふれあい	69

## □技術指針編

第4章 重要な自然環境	78
4-1 小笠原諸島における重要な自然環境の整理	78
4-2 父島と母島の重要な自然環境の地域	79
第5章 自然環境調査	83
5-1 自然環境調査実施の判断	83
5-2 自然環境調査実施の流れ	87
5-3 調査事項	89
第6章 環境配慮事項	116
6-1 環境配慮事項	117
6-2 その他の方策	147

## 1 - 2 本マニュアルを使用するにあたって

本マニュアルは、小笠原諸島の工事等に携わる東京都職員が設計時（設計に必要な自然環境調査を含む）、施工時に環境配慮指針に基づいて事業を実施する際に、参考となる事項についてまとめました。

「基礎資料編」は、小笠原諸島で公共事業を行う場合に知っておくべき法令や自然環境等について整理しました。

「技術指針編」は、既存の「小笠原諸島の公共事業における環境配慮指針」を補うものとして、基礎資料編の情報をもとに小笠原諸島で公共事業を行う場合の環境配慮事項について整理しました。主に環境配慮指針における「実施計画・設計段階」及び「施工段階」の内容を具体的に行うため必要な事項について詳細を示しました。

なお、小笠原諸島で実施される公共事業のほとんどは、父島および母島で実施されることに鑑み、本マニュアルでは主に父島と母島を配慮対象地域と想定して作成しています。ただし、小笠原諸島の他の属島についても、個別の状況に応じた配慮が必要となります。

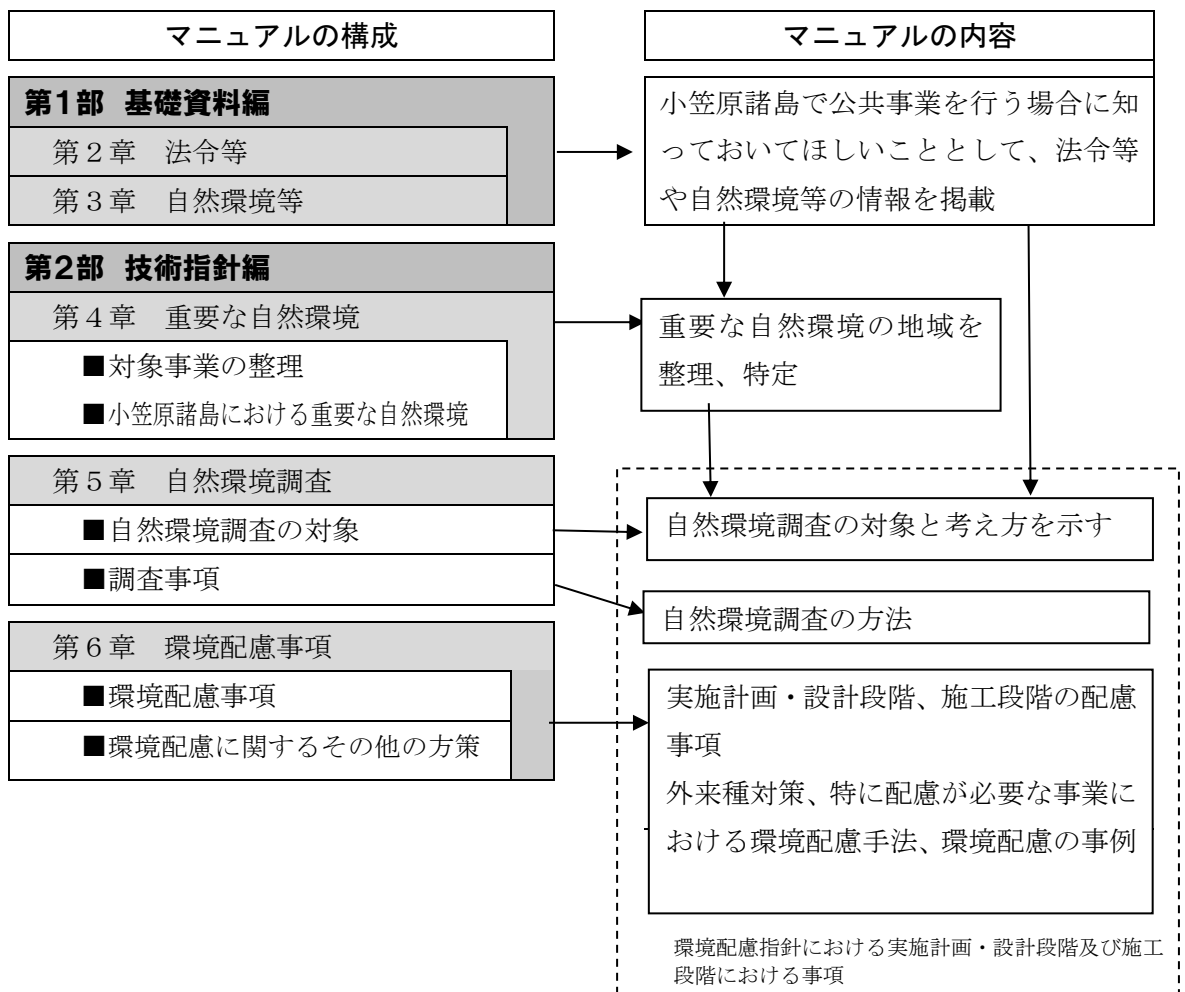


図 1-2-1：本マニュアルの構成